

メディカルサポート制度のご案内

極真会館メディカルサポート制度 とは、

会員の皆様が安心して空手活動に取り組めるよう、医療サポートや災害補償制度等の各種サービスを提供するものです。会員の皆様や社会との信頼関係を築き、極真会館全体の社会的評価の向上および永続的発展に寄与しています。本制度は、極真会館会員全員に加入が義務付けられています。本制度に加入していないと、各種大会や昇級・昇段試験への出場、および合宿・演武会等に参加することができません。

【おもなサービス内容】

- ①大会等における医事スタッフ等の派遣、各種医療サービスのご提供
- ②日本一般臨床医矯正研究会(JOSG)公認マウスガードの普及、道場における AED 設置の普及促進
アンチ・ドーピング活動など、組織内安全対策の強化・推進
- ③保険制度(災害補償および賠償金補償制度)による会員サポート (※参照)

【手続き等について】

・新規加入手続き

IKOポータルで選択して頂いた年会費納入方法より制度加入料金を納入していただきます。IKOポータルの登録日をもって、メディカルサポート制度への加入が成立し、上記の全サービスを利用できます。

・加入料(年額)

大人(高校生以上)…3,800円 / 小人…2,800円 ※年度期間中のご入会でも年額お支払頂きます。

・次年度への引継ぎについて

所属されている支部が次年度への更新手続きを行います。

引き落としが完了した時点でメディカルサポート制度への加入が成立いたします。よって次年度のメディカルサポート制度の有効期間は、当該年度内引き落とし日から翌年内引き落とし日前日までとなります。引き落としの時点で次年度のメディカルサポート制度への加入が成立いたしますので、加入成立後の退会については返金いたしません。

・メディカルサポート制度下での保険制度実行について

保険制度はメディカルサポート制度の中のサービスの一つであり、またメディカルサポート制度への加入が成立した方に対し4月1日以降に引継ぎが実行されます。毎年4月1日を保険制度の更新日といたします。

※稽古もしくは試合時等における受傷後の医療サービス 手続きの流れ

必ず、支部より「平成27年度極真会館メディカルサポート会員証」を受け取ってください。過去の会員証では申請できません。

①医事委員会にご連絡ください

**怪我した日から30日過ぎますと
申請できません**

TEL:045-439-5020/FAX:045-432-5253

②支部承認後、申請書類を
お送りします

③治療終了後、申請書類を
ご返送ください

④規約に基づく審査の上
見舞金をお支払いします

【災害補償制度】

会員が、空手団体活動中および往復中に、急激かつ偶然に生じた事故により被った傷病について補償されます。事故日から30日以上経ちますと申請できません。補償内容については「平成27年度極真会館メディカルサポート会員証」をご参照ください。

【賠償金補償制度】

会員が空手団体活動中および往復中に、第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償されます。補償内容については「平成27年度極真会館メディカルサポート会員証」をご参照ください。